

宮崎県育英資金

事務のてびき

大学・短期大学・専修学校（専門課程）
【学校担当者用】

宮崎県育英資金とは

将来有能な人材を育成することを目的として、向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与するものです。

育英資金は学生本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後には返す必要があります。

返還された育英資金が、次に育英資金を必要とする学生に貸与されていきます。



令和6年2月

宮崎県教育委員会

目 次

第1章 募集概要	1
1 採用の種類	1
2 申請の要件	1
3 育英資金の貸与月額・貸与期間	3
4 連帯保証人	3
第2章 申請・推薦の手続き	4
1 申請から決定までの流れ	4
2 推薦	5
3 緊急採用	7
第3章 貸与決定後の手続等について	11
1 貸与決定後の手続	11
2 育英資金の送金	12
3 貸与中の異動	13
第4章 育英資金の返還	17
1 育英資金の返還	17
2 育英資金の返還猶予	17
3 育英資金の返還免除	17
その他 様式集	18

第1章 募集概要

1 採用の種類

(1) 在学採用

3月上旬から4月下旬にかけて募集する。

(2) 緊急採用

在学中に生じた家計急変事由により、緊急に育英資金借入れの必要が生じた場合に申請ができる(第2章「3 緊急採用」7頁)。随時募集。

2 申請の要件

申請者は、次の①～③の要件を全て備える者とする。

- ① 申請者本人(以下「本人」という。)の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していること。
- ② 大学、短期大学、又は専修学校の専門課程に在学していること。
- ③ 向学心に富み、優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であること。

※ 本人の主たる生計維持者が、転勤等により一時的に家族と別居して県外に居住する場合、残る家族が宮崎県内に居住していれば、資格があるものとみなす。

※ 以下の①～⑥に該当する者は新たに当育英資金の貸与を受けることができない。ただし、④については例外もあるため、県教育委員会に相談すること。

- ① 大学院及び大学等の通信課程の者
- ② 現に当育英資金の貸与を受けている者
- ③ 現に日本学生支援機構奨学金(貸与型)の貸与を受けている者
- ④ 現に母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金を受けている者
- ⑤ その他、当育英資金との重複貸与を認めていない奨学金を現に受けている者
- ⑥ 過去に修業年限相当期間(通算)、大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校で上記②～⑤で掲げる奨学金の貸与を受けた者

※ 在日外国人の申請資格は、「2 申請の要件」（1頁）のほか、次のとおりとする。

在日外国人のうち下記の「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する法定特別永住者及び「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」第2条の2に規定する別表第2による在留者で、表外の●印に該当する者及び※印に該当する者のうち●印に準ずると認められる者は、申請資格がある。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条

(法定特別永住者)	
第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の1に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。	
1 次のいずれかに該当する者	
イ	附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126条）（以下「旧昭和27年法律第126号」という）第2条第6項の規定により在留する者
ロ	附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）（以下「旧日韓特別法」という）に基づく永住の許可を受けている者
ハ	附則第7条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
2 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者	

出入国管理及び難民認定法 別表第2

在留資格	本邦において有する身分又は地位
● 永住者	法務大臣が永住を認める者
※ 日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
● 永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
※ 定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の期間を指定して居住を認める者

※永住者又は永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めた者に限る（将来永住する意思のない者は、申込みができない）。

3 育英資金の貸与月額・貸与期間

(1) 貸与月額

学校種別及び通学方法により設定された各区分3つの月額について、以下のいずれかを申請者が選択する。

区 分	大学		短期大学		専修学校（専門課程）	
	国・公立	私 立	国・公立	私 立	国・公立	私 立
自 宅 月 額	44,000円	53,000円	44,000円	52,000円	44,000円	52,000円
	33,000円	40,000円	33,000円	39,000円	33,000円	39,000円
	22,000円	27,000円	22,000円	26,000円	22,000円	26,000円
自 宅 外 月 額	50,000円	63,000円	50,000円	59,000円	50,000円	59,000円
	38,000円	48,000円	38,000円	45,000円	38,000円	45,000円
	25,000円	32,000円	25,000円	30,000円	25,000円	30,000円

※ 申請者本人が保護者等と別居し、主に自らの収入で生計費や学費を賄っている場合は、自宅通学となる。

(2) 貸与期間

- ① 在学採用は、申請年度の4月から正規の修業年限の終期までとする。
- ② 緊急採用は、原則、申請日の属する月から採用された年度の翌年度末までとする。
なお、申請時期によっては翌年度の採用になる場合もある。

※ 詳細は第2章「3 緊急採用」7頁。

4 連帯保証人

育英資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

- (1) 父又は母（父又は母がいない場合はそれに代わる方）
- (2) (1)と生計を別にし所得を有する者で保証債務を負うことができる者（原則65歳未満、年収150万円以上の者）。

※ 連帯保証人になることができない者

- ① 破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中、又は過去に債務整理をした者
- ② 連帯保証人としての責任と保証債務を理解していない者
- ③ 宮崎県育英資金を滞納している貸与生本人又はその連帯保証人であって、滞納を解消する見込みのない者
- ④ 無収入、無貯蓄である者（父又は母の場合を除く）
- ⑤ 生活保護受給中の者（父又は母の場合を除く）

第2章 申請・推薦の手続き

1 申請から決定までの流れ

(1) 申請

育英資金の貸与を希望する者は、在学する学校の長へ以下の書類を提出する。学校は不備がないかを確認する。必要書類の詳細は募集要項に記載。

- ① 申請書類チェックシート
- ② 「育英資金貸与申請書」
- ③ 「育英資金貸与申請願」（本人記入用）
- ④ 本籍・筆頭者記載の住民票の写し（同一生計の者全員分・コピー不可）
※同一生計であれば別居の祖父母、県外在住の兄弟姉妹についても必要
- ⑤ 収入に関する証明書（同一生計の者全員分 ※未就学児・就学者は不要）
原則、所得証明書又は源泉徴収票
- ⑥ 家族に特別な事情がある場合の証明書
- ⑦ その他県教育委員会が必要と認める書類

提出書類は個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとする。

※ ⑥について、以下に示す特定の事情がある世帯の場合、その内容を証明できる書類を添付する。

ただし、本人が当該特定の事情の考慮を希望しない場合は、添付不要とする。

- ・ 最近の減収・転職…直近3か月分の給与明細書のコピー等
- ・ “ ” 退職…離職票、雇用保険受給資格者証のコピーなど、退職日が分かる書類
- ・ 家族に障がいのある人がいる…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳等のコピー
- ・ 家族に長期療養を要する人がいる…医師の診断証明書、領収書（写し）等のコピー
- ・ 災害等の被害を受けた…り災証明書のコピー
- ・ 主たる生計維持者が単身赴任中…1か月分の住居費、光熱水費の領収書等のコピー

(2) 推薦

学校長は、人物・健康・学力の基準を総合的に判断し、基準に合致すると認めた者を推薦する。

推薦に際しては、上記の申請書類とともに次の書類を提出する。

- ① 「宮崎県育英資金在学採用推薦名簿」（19頁）…推薦者全員の名前を記載
- ② 「推薦調書」（22頁）…推薦者ごとに作成

※ 記入例（21,23頁）を参照。

(3) 適格者の判定

学校から推薦があった者について、県教育委員会が家計状況及び成績等を総合的に判定する。

(4) 採用決定とその後の手続き

①在学採用

ア 県教育委員会は適格者を宮崎県育英資金選考委員会に諮り、同委員会において審査の上、採用・不採用を決定する。ただし、予算の範囲内で採用決定を行うため、申請者が多い場合は、基準を満たしていても採用とならない場合がある。

イ 県教育委員会は、採用が決定した者に「育英資金貸与決定通知書」を交付する。

ウ 「育英資金貸与決定通知書」を交付された者は、連帯保証人2人が連署・押印した「育英資金借用証書」等を県教育委員会へ提出する。

②緊急採用

ア 県教育委員会において審査の上、採用・不採用を決定する。ただし、予算の範囲内で採用決定を行うため、申請者が多い場合は、基準を満たしていても採用とならない場合がある。

イ 県教育委員会は、採用が決定した者に「育英資金貸与決定通知書」を交付する。

ウ 「育英資金貸与決定通知書」を交付された者は、連帯保証人2人が連署・押印した「育英資金借用証書」等を県教育委員会へ提出する。

2 推薦

(1) 方針

宮崎県育英資金は、「向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成すること」を目的とする（宮崎県育英資金貸与条例第1条）。

「経済的理由により修学が困難なもの」については、当室において推薦された者の申請書類により確認するため、学校においては、人物・健康・学力の基準について下記留意事項及び(2)基準を総合的に判定し、育英資金が真に必要と学校長が認める者を推薦すること。

〈留意事項〉

- ① 勉学に意欲があり、途中で学業を放棄することがないと認められる者であること。
- ② 本人はもちろんのこと、父母（又はそのいずれかに代わる者）も、育英資金の趣旨を理解し、その返還義務等についても、親としての立場から責任を自覚していること。
- ③ 推薦に当たっては、学校に設置する推薦のための機関（推薦委員会等）に諮るなどし、育英資金貸与生としてふさわしい者を適格者として決定すること。

(2) 基準

◆人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好で、当育英資金の返還について十分な責任感があると認められる者であること。

◆健康について

修学に十分耐え得るものと認められること。

◆学力について

① 第1学年に在学する者

高等学校等の学習成績評定を全履修科目について平均した値が、3.0以上 (小数点第2位で四捨五入) であること。

なお、高等学校等の成績評定が出ない者については、選抜入学者及び推薦入学者の選考順位が上位1/3以上の者は、成績評定3.0とする。

② 第2学年以上に在学する者

申請時に在学する大学・専修学校における前学年の学習成績評定を全履修科目について平均した値が3.0以上 (小数点第2位で四捨五入) であること。

ただし、5段階平均によらない評定については、下の表を参考に5段階に換算するものとする。

換算点	例1	例2	例3	例4	例5
5	100～90	秀		S	
4.5			優		
4	89～80	優		A	
3.5			良		
3	79～70	良		B	合格
2	69～60	可	可	C	
1	59～0	不可	不可	F	不合格

3 緊急採用

家計急変のため、緊急に当育英資金借入れの必要が生じた者は、下記により申請することができる。

(1) 対象者

原則として、在学中に家計急変の事由が発生し、その事由が次のいずれかに該当すると学校長が認定する者。

- ① 主たる生計維持者が解雇された場合、又は雇用者側の事情により早期退職した場合。
- ② 再就職したが、収入が著しく減少している場合。
- ③ 主たる生計維持者が死亡又は当該世帯から離別した場合。
- ④ 病気、事故、倒産、その他家計急変の事由により、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。
- ⑤ 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらに準ずる被害が生じたことにより、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。
- ⑥ 主たる生計維持者が宮崎県外から宮崎県内へ転居したことにより、他の都道府県が実施し、又は委託する高等学校等奨学金事業等により受給していた奨学金が停止された場合。

(2) 基準

- ① 学力について
勉学に意欲があり、大学等の課程を確実に修了できる見込みがあること。
- ② 家計について
在学採用の例に準ずる。

(3) 採用時期

随時受け付ける。ただし、必ず事前に育英資金室に相談すること。

育英資金室が緊急採用に該当すると判断した場合は、学校宛てに申請書等の様式及び必要書類の案内を送付するため、申請希望者に配付すること。

なお、申請時期によっては翌年度の採用となることがある。

(4) 貸与期間

- ① 貸与の始期は、申請日の属する月からとする。
- ② 貸与期間は、原則として貸与の始期から採用年度の翌年度末までとする。ただし、当該翌年度の1月時点において、引き続き育英資金の貸与が必要であると学校長が認める事情が存する場合は、正規の課程修了まで延長ができる。この場合は、「緊急採用奨学金継続願（9頁）」及び「育英資金貸与額変更申請書（26頁）」が必要となるので、留意すること。

(5) 申請・推薦手続き

緊急採用を要する理由の申出書やその事実を証する証明書を申請書に添え、提出させる。

申請者からの書類提出後、在学採用と同様に緊急採用推薦名簿及び推薦調書を作成し、申請書類とともに育英資金室に提出する。

(6) 採用後の手続き

在学採用と同様に借用証書が提出されてから送金する。初回送金日は貸与生（または第一連帯保証人）に直接案内する。2回目以降の送金日は他の貸与生と同じ。

緊急採用奨学金継続願

宮崎県教育委員会 殿

令和 年 月 日

学 校 名		学 科 名 学 年	
採用決定番号		ふりがな 氏 名	

緊急採用奨学金を受けておりますが、下記の事情のとおり来年度においても奨学金を必要としますので、継続貸与をお願いします。

継続貸与を希望する家庭事情（できるだけ詳しく具体的に記入してください）

世帯員（続 柄）：
収 入（世帯合計）：
家 計 の 状 況：

【自由記述欄（育英資金の利用状況、勉学や部活への取組み、進路についてなど）】

----- 以下 学 校 記 入 欄 -----

上記の願出のとおり、引き続き育英資金の貸与を受ける必要があり、当初の推薦時と変わらず、人物、健康、学力においても貸与を受けることが適当であると認めます。

令和 年 月 日

学 校 名

学校長名

職印

(記入例)

緊急採用奨学金継続願

宮崎県教育委員会 殿

令和 年 月 日

学 校 名	育英高等学校	学科名 学 年	普通科 2年
採用決定番号	20●●●●●●	ふりがな 氏 名	いくえい たろう 育英 太郎

緊急採用奨学金を受けておりますが、下記の事情のとおり来年度においても奨学金を必要としますので、継続貸与をお願いします。

継続貸与を希望する家庭事情（できるだけ詳しく具体的に記入してください）

世帯員（続 柄）： 父、母、本人、弟、妹

収 入（世帯合計）： 〇万円

仕 事 の 状 況： 父の仕事は変わっていないが、母のパートでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤日数の減少が続いており、家計状況は好転していない。

【自由記述欄（育英資金の利用状況、勉強や部活への取組み、進路についてなど）】

現在、主に学習教材の購入や部活の備品購入等に育英資金を利用している。
高校卒業後は大学進学を予定しており、現在は苦手教科を中心に、これまでの復習をしているところである。
部活は、●●部に所属しており、来年度の高校総体で〇位入賞を目標に取り組んでいる。

自分の下に、弟と妹がおり、家計的にも裕福な状況ではないため、引き続き育英資金の貸与を希望する。

-----以下学校記入欄-----

上記の願出のとおり、引き続き育英資金の貸与を受ける必要があり、当初の推薦時と変わらず、人物、健康、学力においても貸与を受けることが適当であると認めます。

令和 年 月 日

学 校 名

学校長名

職印

第3章 貸与決定後の手続等について

1 貸与決定後の手続

(1) 提出書類

採用者として決定し、「育英資金貸与決定通知書」の交付を受けた者は、以下①～⑧の提出書類（添付書類を含む）を県教育委員会に提出しなければならない。

提出書類

①	借用書類チェックシート
②	育英資金借用証書
③	申立書
④	宮崎県育英資金貸付金口座振替支払申出書

添付書類

	添付書類名	貸与生	第一連帯保証人	第二連帯保証人
⑤	振込口座の通帳のコピー	○	×	×
⑥	印鑑登録証明書	×	○	○
⑦	本籍及び筆頭者の記載がある住民票	○	○	○
⑧	収入が確認できる書類（所得証明書）	×	×	○

※ 借用証書の記入例等の詳細は、採用決定後に配布する「貸与生のてびき」に記載。

(2) 採用の辞退

育英資金の貸与生は、いつでも在学学校長を経て辞退を申し出ることができる。
採用を辞退する場合は、育英資金異動届を提出する。

(参考) 採用決定番号について

貸与決定通知書等に記載されている、貸与生ごとに割り振られた番号で、返還終了まで使用。育英資金室に連絡する際は、採用決定番号と貸与生氏名を確認する。

2 育英資金の送金

(1) 振込日について

- ① 原則として、4月、7月、10月及び1月の年4回（3か月ごとに）に分けて、貸与生名義の口座に振り込む。送金日の詳細は県ホームページに掲載する。
ただし、初年度の第1回目送金は、予約採用は5月下旬頃（4月～6月分）、在学採用は8月下旬頃（4月～9月分）となる。
- ② 県教育委員会は、3月上旬及び9月上旬の計2回学校に対し、生徒の在籍に異動がないか、確認を依頼する。
- ③ ②により在籍異動の連絡があった場合、確認のため該当生徒の送金を一旦保留とする場合があるので、留意すること（連絡が必要な異動については、異動内容一覧(13頁)を参照）。
- ④ 貸与生の異動があった場合は、「育英資金異動届」（24頁）等を提出する。

在籍確認及び送金時期一覧

	送金時期	在籍確認時期	備考
第1四半期	4月下旬	3月上旬	4～6月分送金
第2四半期	7月上旬		7～9月分送金
第3四半期	10月上旬	9月上旬	10～12月分送金
第4四半期	1月上旬		1～3月分送金

(2) 送金先について

育英資金の送金は、原則として貸与生名義の口座に振込を行う。

※ 振込不能とならないよう、改氏名・口座変更などが生じた場合は、直ちに「宮崎県育英資金貸付金口座振替支払申出書」及び通帳のコピーを提出しなければならない。

3 貸与中の異動

(1) 異動内容一覧

異動内容	提出書類	添付書類
貸与種類・区分変更	育英資金異動届（24頁） ※育英資金貸与額変更申請書（26頁） （貸与額が変更となる場合）	貸与額変更申請書には 印鑑登録証明書を添付。 （借用証書提出時と印鑑登録 証明書が同じ場合は省略可。 ）
退学・辞退等 （停止となる場合）	育英資金異動届	特になし
休学・留年等 （休止となる場合）	育英資金異動届	特になし
再開	育英資金異動届	特になし
転学	育英資金転学时継続願(27頁) ※育英資金貸与額変更申請書 （貸与額が変更となる場合） ※育英資金異動届 （区分が変更となる場合）	貸与額変更申請書には 印鑑登録証明書を添付。
転籍	育英資金異動届	特になし
留学	育英資金異動届	留学証明書（入学許可証等）
貸与額変更	育英資金貸与額変更申請書 （増額の場合、連帯保証人2人の実印 押印が必要）	印鑑登録証明書

※ 本人・連帯保証人の氏名・住所変更があったとき（16頁参照）、育英資金の振込口座を変更するとき（12頁参照）、連帯保証人の変更があるときは、直接育英資金室に連絡するよう貸与生に促す。

(2) 貸与種類・区分変更

例：当初、寮に入っていたが、自宅から通学することになった

提出書類	届出事由
育英資金異動届	<input checked="" type="checkbox"/> 貸与区分変更（RO年〇月付） <input checked="" type="checkbox"/> その他（RO年〇月付 届出内容 自宅外から自宅に変更）

※ 「自宅通学（自宅外通学）」から「自宅外通学（自宅通学）」への変更で貸与月額が増額（減額）になる場合等、貸与額が変更となる場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付。

(3) 停止（以下の場合は、いずれも貸与生としての資格はなくなります。）

- ア 辞退……育英資金を必要としなくなり、その旨を届け出る場合
- イ 退学……在学中に自己都合又は学則処分によって学籍を失う場合
- ウ 停学……学則処分等により登校を一定期間停止される場合
- エ 休学……休学した場合 ※1
- オ 留年……進級できずに留年や降学年の転学をした場合 ※1
- カ 長期欠席…連続する1月以上の欠席をした場合 ※1
- キ 死亡
- ク 正当な理由なく長期間連帯保証人を補充することなく欠けた状態とした場合
※1 病気などやむを得ない場合を除く。

提出書類	届出事由
育英資金異動届	該当する項目をチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）、日付を記入 <input checked="" type="checkbox"/> 退学（RO年〇月付）

(注意) 停止により貸与が終了した場合、育英資金室への届け出時点で貸与生が受け取っている育英資金の総額が、その後返還が必要な総額となる。

(4) 休止…貸与生がやむを得ない理由により休学、留年及び長期欠席をした場合

提出書類	届出事由
育英資金異動届	該当する項目をチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）、日付を記入 <input checked="" type="checkbox"/> 休学（RO年〇月付休学期間RO年〇月〇日～RO年〇月〇日）

※1 休学や留年後に、復学、進級等により育英資金の貸与を再開する場合は、「再開」の異動届の提出が必要になる。

※2 休学や留年後に復学し、一度育英資金を貸与を受けた学年を再度履修する場合、重複する期間の育英資金は受けることができない。

例：令和6年度9月分までの振込（7月送金）後「令和6年8月～令和7年3月」間休学、令和7年4月から復学し同学年を再履修する場合、前年で貸与を受けた「4～9月」分は、既に貸与を受けているため、10月からの貸与再開となる。

(5) 転学…貸与生が他の学校へ転校する場合（学校長が推薦する場合に限る。）

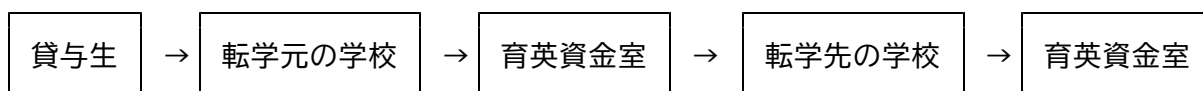
ア 貸与生は転学した後も継続して貸与を希望する時は、「育英資金転学时継続願」を在学学校（転学元）に提出する。

なお、転学により貸与額の変更が発生する場合は、育英資金貸与額変更申請書、区分が変更となる場合は育英資金異動届を併せて提出する。

イ 「育英資金転学时継続願」の記入内容に不備がなく、学校長が推薦をする場合には、提出された「育英資金転学时継続願」を育英資金室に提出する。推薦ができない場合は、辞退の育英資金異動届を貸与生に提出してもらう。

ウ 育英資金室から転学先の学校に「育英資金転学时継続願」を送付するため、転学先は記入内容に間違いがないか確認し、学校長が推薦をする場合には、育英資金室へ「育英資金転学时継続願」を返送する。推薦ができない場合は、辞退の育英資金異動届を貸与生に提出してもらう。

【育英資金転学时継続願提出の流れ】



提出書類
育英資金転学时継続願
○貸与額変更となる場合…育英資金貸与額変更申請書を添付
○区分変更となる場合…育英資金異動届を添付

※ 転籍（同一学校内で学部を変更）の場合は、育英資金異動届を提出。

(6) 留学

次の3条件を満たした場合には、留学期間中も継続して貸与を希望できるため、貸与生が希望する場合には下記の書類を提出してもらう。条件を満たさない場合は「休止」の異動届を提出させる。

ア 取得単位に互換性があること。

イ 留学費用が国費又は準国費でないこと。

ウ 学校長が教育上有益な海外学修であると判断すること。

提出書類	届出事由
育英資金異動届 留学証明書（入学許可証等）	<input checked="" type="checkbox"/> 留学（R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日）

(7) 貸与額変更

ア 転学や区分変更により貸与額が変更となる場合は、それぞれ次の書類を貸与生に提出してもらう。

提出書類
育英資金貸与額変更申請書
<input type="radio"/> 区分変更の場合…育英資金異動届を添付
<input type="radio"/> 転学の場合…育英資金転学时継続願を添付

イ 貸与生が、育英資金の種類及び通学の形態、校種によって定められている月額表の範囲内で、貸与月額の変更を希望する場合は、貸与生に育英資金貸与額変更申請書を提出してもらう。【R6変更点】

提出書類
育英資金貸与額変更申請書

※1 貸与額が増額となる場合は、第二連帯保証人の署名、実印押印が必要。

※2 育英資金貸与額変更申請書には連帯保証人の印鑑登録証明書を添付する必要があるが、借用証書提出時と印鑑登録証明書が同じ場合は省略可。

※3 申請書の「変更後の貸与総額」は、訂正ができないため、誤った場合は新しい申請書に書き直すよう指導する。

(注意) 原則、送金済の育英資金の貸与額は変更せず、次回送金のタイミングから変更となる。
例) 10月に10~12月分の育英資金を送金済で11月に退寮した場合、減額のタイミングは1月送金(1~3月分)からとなる。【R6変更点】

(参考) 貸与生及び連帯保証人の住所、氏名等の変更(学校での手続きは不要)

貸与生及び連帯保証人2人の住所や氏名、連絡先等が変更となった場合は、育英資金室への届出が必要となる。

貸与生から相談があった場合は、住所氏名等変更届を育英資金室に直接提出又はインターネットで「宮崎県育英資金 変更」で検索し、電子申請システム経由で届出をするよう助言する。

第4章 育英資金の返還

1 育英資金の返還

育英資金は貸与であり、貸与終了後は規定にしたがって必ず返還しなければならない。
この返還金は、直ちに育英資金の原資となり、後輩に貸与されるものである。

(1) 期間

- ① 育英資金の返還開始時期は貸与終了後6か月経過後、返還の期間は貸与を受けた期間の4倍の期間（最大20年）以内とする。
- ② 当初定めた返還期間を途中で延長することはできない。
- ③ 返還途中に、育英資金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

(2) 方法

返還は、原則貸与終了年度に登録する貸与生名義口座からの口座振替により行う。

振替日：月賦は、毎月25日 半年賦は7月25日及び12月25日 年賦は、12月25日（振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）
--

※ 毎年度の納入期限は、当該年度末までとする。

(3) 延滞利息

育英資金の返還を怠り納入期限内に返還しなかった場合は、年5%の延滞利息が課せられる。

2 育英資金の返還猶予

次のいずれかに該当し、返還が困難なときは、返還の猶予が認められる場合がある。

返還の猶予を受けようとする者は、猶予を希望する年度に都度、証明書類を添えた「育英資金返還猶予申請書」を県教育委員会に提出しなければならない。

(1) 大学院に在学しているとき。

（申請時期：4～5月、在学期間中に毎年度提出が必要）

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、さしあたり育英資金を返還することが困難であると認められるとき（申請時期：随時）。

3 育英資金の返還免除

本人が死亡又は心身障がいにより、返還することができなくなったとき、返還債務の全部又は一部の免除が認められる場合がある。

返還の免除を申請するときは、証明書類を添えた「育英資金返還免除申請書」を県教育委員会に提出しなければならない。

その他

様式集

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿	19
宮崎県育英資金在学採用推薦名簿記入例	21
推薦調書	22
推薦調書記入例	23
育英資金異動届	24
育英資金異動届記入例	25
育英資金貸与額変更申請書	26
育英資金転学时継続願	27
住所氏名等変更届	28

宮崎県教育委員会 殿

学 校 名

学校長氏名

職印

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿

1 申請状況

学校への提出者数	推薦者数	内 スポーツ選手等推薦 による者	人
		内 へき地育英資金を 希望する者	人
			人

2 推薦名簿

学年は、申請年度の学年を記入してください。

学習成績欄は前学年の5段階評定の評定平均値を記入してください。

整理 番号	学年	氏 名	学習 成績	整理 番号	学年	氏 名	学習 成績
1				9			
2				10			
3				11			
4				12			
5				13			
6				14			
7				15			
8				16			

(このページは、推薦人数が16人を超える場合に使用し、1ページ目と一緒に提出してください。)

【学校名

】

整理 番号	学年	氏 名	学習 成績	整理 番号	学年	氏 名	学習 成績
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			
21				41			
22				42			
23				43			
24				44			
25				45			
26				46			
27				47			
28				48			
29				49			
30				50			
31				51			
32				52			
33				53			
34				54			
35				55			
36				56			

宮崎県育英資金在学採用推薦名簿記入例

令和〇年〇月〇日

宮崎県教育委員会 殿

学校名 ○○○○専門学校
 学校長氏名 ○○ ○○



宮崎県育英資金在学採用推薦名簿

1 申請状況

学校への提出者数	推薦者数	内 スポーツ選手等推 による者
3 人	3 人	内 へき地育英資金を 希望する者

2 推薦名簿

学年は、申請年度の学年を記入してください。
 学習成績欄は前学年の5段階評定の評定平均値を記入してください。

整理番号	学年	氏名	学習成績	整理番号	学年	氏名	学習成績
1	1	○○ ○○	4.0	9			
2	1	○○ ○○	3.2	10			
3	3	○○ ○○	3.3	1			

推薦者全員の学年、氏名、
 前学年の成績評定平均値を
 記入してください。

推薦調書

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

学校名

校長名

職印

次の者は、宮崎県育英資金の貸与生として適格であると認められますので、推薦します。

フ リ ガ ナ 氏 名	
学 部 学 科 名	
学 年	
卒 業 予 定 年 月	
学 習 成 績（5段階）の 評 定 平 均 値	
通 学 の 別	<input type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学
特 記 事 項 欄	
学 校 電 話	
学 校 担 当 者 氏 名	

注意事項

- 1 中学校予約採用申請の場合は、学部学科名の欄は記入する必要はありません。
- 2 学習成績（5段階）の評定平均値欄は、採用の別と申請時の学年に応じ、次の期間の全履修科目の学習成績平均値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入してください。
 - (1) 予約採用申請の場合…前学年（中学2年次）
 - (2) 在学採用（高校・高等専門学校・専修学校高等課程）申請の場合
 - ア 第1学年…中学3年次
 - イ 第2学年以上…在籍する学校の前学年
 - (3) 在学採用（大学・短大・専修学校専門課程）申請の場合
 - ア 第1学年…高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程在籍期間
 - イ 第2学年以上…在籍する学校の前学年
- 3 家計状況等について、添付資料で把握できない事情がある場合は、面談等により確認した内容を特記事項欄に記入してください。特記事項がない場合は記入不要です。

様式第2号（第3条関係）

推薦調書

宮崎県教育委員会 殿

令和〇年〇月〇日

学校名 〇〇〇大学

校長名 〇〇 〇〇

職印

次の者は、宮崎県育英資金の貸与生として適格であると認められますので、推薦します。

フリガナ 氏名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇
学部学科名	法学部法律学科
学年	1年
卒業予定年月	令和〇年3月
学習成績（5段階）の 評定平均値	3.3
通学の別	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学
特記事項欄	特記事項がない場合は記入不要。 （例1）同居している祖父が要介護の状態で、介護の費用が家計を圧迫している。 （例2）現在父母が離婚調停中で、父親とは別居（住民票上は同一世帯）しており、実際の生計は母親の収入のみのため、大変家計が厳しい状況とのこと。
学校電話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
学校担当者氏名	〇〇 〇〇

前学年の5段階評定の評定平均値
(全教科・小数点第2位で四捨五入)
を記入してください。

今回の育英資金在学採用に
関する問合せ窓口となる担
当者名を御記入ください。

育英資金異動届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

下記の異動が生じましたので、届け出ます。

採用決定番号

貸与生氏名

第一連帯保証人氏名

1 届出の内容（該当箇所の□に✓を入れ、日付・期間等を記入）

- 辞退（ 年 月分から）
- 退学（ 年 月付）
- 休学（ 年 月付 休学期間 年 月 日～ 年 月 日）
- 再開（ 年 月分から）
- 長期欠席（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 同学年再履修（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 貸与区分変更（ 年 月分から）※貸与額変更の場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付
- 転籍・専攻科進学（ 年 月分から）※貸与額変更の場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付
- 留学（ 年 月 日～ 年 月 日）
- その他（ 年 月付 届出内容 ）

2 今後の連絡先・文書送付先（ 貸与生 第一連帯保証人 その他（ ））
（住所）

〒 -

（電話 ）

学校記入欄

上記のとおり異動がありましたので、提出します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

注意事項

- 1 貸与生、第一連帯保証人が署名、必要事項記入の上、在学する学校に提出してください。
- 2 貸与生から提出を受けた学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。

育英資金異動届

令和〇年〇月〇日

宮崎県教育委員会 殿

下記の異動が生じたので、届け出ます。

採用決定番号 20〇〇〇〇〇〇〇

貸与生氏名 宮崎 桜

第一連帯保証人氏名 宮崎 育

1 届出の内容（該当箇所の□に✓を入れ、日付・期間等を記入）

- 辞退（ 年 月分から）
- 退学（ 年 月付）
- 休学（令和〇年9月付 休学期間令和〇年9月1日～令和〇年3月31日）
- 再開（ 年 月分から）
- 長期欠席（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 同学年再履修（ 年 月 日～ 年 月 日）
- 貸与区分変更（ 年 月分から）※貸与額変更の場合育英資金貸与額変更添付
- 転籍・専攻科進学（ 年 月分から）※貸与額変更の場合育英資金貸与額変更添付
- 留学（ 年 月 日～ 年 月 日）
- その他（ 年 月付届出内容 ）

2 今後の連絡先・文書送付先（貸与生 第一連帯保証人 その他（ ））
（住所）

〒〇〇〇-〇〇〇
宮崎県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

（電話〇〇〇-〇〇〇）

学校記入欄

上記のとおり異動がありましたので、提出します。

令和〇年〇月〇日

学校名 〇〇〇大学

校長名 〇〇〇〇〇

職印

育英資金貸与額変更申請書

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

育英資金の貸与を受けておりますが、下記のとおり貸与額を変更したいので申請します。

学校・学部学科名・学年

採用決定番号 ()

貸与生氏名(自署) (印)

第一連帯保証人氏名(自署) 実印

※ 貸与総額(借用申込金額)が増額となる場合

第二連帯保証人氏名(自署) 実印

申請内容

貸与月額の変更		備考
現貸与月額	円	
変更時期	年 月分から	
変更申請貸与月額	円	
変更後の貸与総額 (借用申込金額)	円	

----- 以下学校記入欄 -----

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

注意事項

- 1 貸与生及び連帯保証人(変更の結果、貸与総額が増額となる場合は第二連帯保証人を含む。)が署名、押印し、必要事項を記入後、在学する学校に提出してください。
- 2 連帯保証人は、各自押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。
ただし、育英資金借用証書提出時に添付した印鑑登録証明書と同じ場合は、省略することができます。
- 3 貸与生から提出を受けた学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。

育英資金転学时継続願

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

(採用決定番号)

貸与生氏名

第一連帯保証人氏名

育英資金の貸与を受けておりますが、下記のとおり転学し、転学先においても育英資金の貸与を継続したいので、願い出ます。

転学の状況

転学元		転学先	
学 校 名		学 校 名	
学 科 等	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学 科 名	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
学 年		学 年	
最 終 在 籍 日		転 入 日	
卒 業 予 定 年 月		卒 業 予 定 年 月	

※ 単位制の場合の卒業予定年月は、卒業に要する単位を最短で取得した場合の予定を記入。

在学記入欄

上記のとおり転学し、転学先においても継続して貸与を受けることができる者であると証明します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

転学先記入欄

上記のとおり、本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

注意事項

- 1 貸与生、第一連帯保証人が署名、必要事項記入の上、在学先に提出してください。
- 2 貸与生から提出を受けた在学先は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。
- 3 転学後、貸与区分の変更等による貸与額の増減がある場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付してください。

住所氏名等変更届

宮崎県教育委員会 殿

下記のとおり変更が生じたので報告します。

※届出人氏名

※借受人との関係 本人 第一連帯保証人 第二連帯保証人

※届出日 年 月 日

※ 採用決定番号			
※ 貸与生氏名			
※ 異動があった者			
※ 変更事項	記入箇所	※ 変更事項	記入箇所
<input type="checkbox"/> 住所	(1)、(2)	<input type="checkbox"/> 返還方法	(5)
<input type="checkbox"/> 氏名	(3)、(4)	<input type="checkbox"/> 返還金口座	(6)、(7)
<input type="checkbox"/> 勤務先	(8)、(9)、(10)	<input type="checkbox"/> 書類送付先	(11)
<input type="checkbox"/> 電話番号	(12)		

住所変更	旧住所	(1)〒 -
	新住所	(2)〒 -
改氏名	ふりがな 変更前氏名	(3)
	ふりがな 変更後氏名	(4)
返還方法		(5) <input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦
返還金口座（登録・変更）		(6) <input type="checkbox"/> 新規登録 変更（改姓に伴う名義変更を含む） <input type="checkbox"/> その他（ ）
口座振替依頼書の送付希望		(7) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
勤務先等	名称	(8)
	所在地	(9)〒 -
	電話番号	(10)
書類の送付先		(11) <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> 第一連帯保証人 <input type="checkbox"/> 第二連帯保証人
※連絡先電話番号		(12)

注意事項

- 1 は、該当の に✓印をつけてください。
- 2 ※は必須事項です。必ずご記入ください。
- 3 変更のあった項目及び届出人氏名を記入し、県教育委員会に提出してください。
- 4 収集した個人情報、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- 5 次の変更は、この様式ではできませんので、所定の様式で届け出てください。
 - ・ 連帯保証人を他の方に変更する場合
 - ・ 貸与中の在籍や貸与額に関する事項を変更する場合
 - ・ 返還中の返還猶予申請・返還免除申請をする場合

宮崎県育英資金貸与事務年間予定表

月	継続貸与	在学採用	
4	上旬	募集（3月下旬～4月下旬）	
	中旬	↓	
	下旬		
5	上旬	募集締切	
	中旬		
	下旬		
6	上旬	在学採用選考委員会	
	中旬		
	下旬	採用決定通知&借用証書等提出依頼	
7	上旬	↓	
	中旬		
	下旬	借用証書等の提出期限	
8	上旬		
	中旬		
	下旬	在籍確認依頼（第3四半期）	在学採用 第1回送金（4～9月分）
9	上旬	↓	
	中旬		
	下旬		
10	上旬	第3四半期送金（10～12月分）	
	中旬		
	下旬		
11	上旬		
	中旬		
	下旬	年度末貸与終了予定者手続依頼	
12	上旬	↓	
	中旬		
	下旬		
1	上旬	第4四半期送金（1～3月分）	
	中旬		
	下旬		
2	上旬		
	中旬		
	下旬	（次年度）在学採用募集依頼	
3	上旬	在籍確認依頼（次年度第1四半期）	
	中旬	↓	
	下旬		
4	上旬	在籍確認期限	
	中旬		
	下旬	第1四半期送金（4～6月分）	

【提出・問合せ先】

宮崎県教育庁財務福利課育英資金室

(所在地) 〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

(電 話) 0985-32-4472 (FAX)0985-20-1164

※受付時間 8:30~17:15

(E-mail) ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp (代表アドレス)